

一般財団法人一橋大学基督教青年会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般財団法人一橋大学基督教青年会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国立市に置く。

(公告の方法)

第3条 この法人の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、一橋大学の学生(大学院生及び留学生を含む。)を対象とする学生寮を運営し、寮生及び一橋大学の学生に対して基督教及び基督教文化等を宣べ伝え、また、学生自治による寮共同生活あるいはOB等による講演会・座談会・修養会の開催などを通じて、学生の霊性、知性、身体の健全な発達を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生のための寄宿舍運営事業
- (2) 寮生等を対象とする聖書研究会、講演会、修養会等の開催
- (3) OBと学生との交流会等の開催
- (4) 国内外のYMCAとの交流又は交流のための参加支援及び運営等の事業
- (5) その他上記目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

3 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の収益事業等を行う。

- (1) 駐車場賃貸事業
- (2) 土地賃貸事業

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第6条 この法人の財産は基本財産とその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、第5条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の財産の管理は、理事長が行うものとする。

(基本財産の維持および処分の制限)

第8条 基本財産については適正な維持および管理に努めるものとする。

2 この法人の事業の遂行上、やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合及び基本財産から除外しようとする場合には、理事会及び評議員会において議決に加わることが出来る理事及び評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号については定時評議員会に報告し、第2号から第6号までは定時評議員会の承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる者団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、登記しなければならない。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選により選出する。議長は、評議員会の議事を主宰する。

(権限)

第17条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において評議員会の決議事項とした事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、理事長が必要と認めたとき臨時評議員会を開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は評議員会を招集しなければならない。

4 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、通知を発しなければならない。

5 前項に関わらず、評議員全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 評議員会の開催は会議室に評議員が集合し開催することを原則とするが、一部評議員が TV 会議方式で参加することも可とする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 評議員会の議事録は議長が作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事5名以上10名以内

(2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち若干名を執行理事とする。執行理事の職務については、別途理事会での理事職務規程によりこれを定める。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、執行理事をもって同法第197条において準用する同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、執行理事は、理

事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3. 理事長は理事会の議長として、議事を主宰する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引を強しようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2)自己または第三者のためにするこの法人との取引

(3)この法人がその理事の債務を保証する等理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なくその取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、の理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 理事会は TV 会議方式での開催を可とする。

4 緊急を要し、かつ下記に例示する軽微な議案については、電子的方法による決議を可とする。

(軽微な議案の例示)

- ① 1件当たり金額が 100 万円以下の工事修繕などの費用に関するもの
- ② 1件あたり 30 万円以下の費用の支出

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印の上、これを保存する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第4条、第5条及び第14条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するも

のとする。

(剰余金の分配の制限)

第39条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

第9章 補則

(委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1. この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益法人の登記の日から施行する。
2. 平成 30 年 6 月 10 日評議員会において改正
3. 令和元年 6 月 22 日、評議員会において改正
4. 令和 3 年 6 月 20 日、評議員会において第 5 条第 3 項の(2)土地賃貸事業の追加について変更案が承認されたが、本変更は東京都より変更認定が承認された場合において正式な効力を有するものとする。
5. 令和 7 年 6 月 28 日の定時評議員会において、当会は公益財団法人を取り消し、一般財団法人となる決議を行なったが、その定款変更の効力は、東京都からの公益認定が取り消された日以降となる。
6. 令和 7 年 12 月 18 日をもって公益財団の認定の取り消しを東京都からの承認を得て、本定款は令和 7 年 12 月 19 日より改正し、一般財団法人の定款とする。但し、一般財団法人は東京都の職権により公益認定が取り消された経緯もあり、2026 年 6 月の定時評議員会において決議し、2025 年 12 月 19 日に遡って適用する。
7. 本定款は 2026 年 6 月 22 日定時評議員会にて改正